

第5回米子市障がい者計画等策定委員会【概要】

【概要】

- 日時： 令和6年3月1日(金) 午後2時～午後4時
- 場所： 市役所本庁舎4階 401会議室
- 出席委員：11名
吉岡委員、平林委員、遠藤委員、汐田委員、戸羽委員、植村委員、安達委員、光岡委員、松本委員、永見委員、渡部委員（欠席：廣江委員、大森委員、桑本委員）
- 事務局：
障がい者支援課：米田課長、橋本担当課長補佐、成相主任、渡邊主事
福祉政策課：久保担当課長補佐、佐々木主任
こども相談課：足立課長補佐
学校教育課：國頭担当課長補佐

【議事録】

1 開会（午後2時00分）

委員長あいさつ

本日は、第5回目の最終審議になるので、言い残しが無いよう、忌憚のない意見をお願いします。

（事務局）

- 本日は、まずはパブリックコメントの結果とそれに対する市の考えを説明し、パブリックコメントも反映させた最終案である「米子市障がい者支援プラン2024」について、最終審議を行う。
- 米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱第5条第3項に定める委員の半数以上の出席を満たしているため、会の成立を報告する。

2 議題（概要）【説明：事務局】

（1）パブリックコメントの結果について（案）について

（資料）「米子市障がい者支援プラン2024（素案）に対するパブリックコメントの結果について」

○資料の説明

- ・令和6年1月18日から同年2月16日の30日間パブリックコメントを行った。

- ・意見の提出方法と件数の内訳は、持参での提出が0件、障がい者支援課への電子メールでの提出が4件、同課へのファクシミリでの提出が1件、とっとり電子申請サービスでの提出が2件だった。
- ・意見の内容の内訳は、障がい者計画に関する意見が30件、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関する意見が7件、その他に関する意見が12件だった。
- ・今回のパブリックコメントの中には、特定の障がい種別からの思いや要望もあり、全体的な障がい施策に関する今回のプランには反映できないものもある。それらについては、貴重な意見として、今後の障がい福祉政策の参考にしたい。

(質疑)

(委員長)

前回の支援プラン2021の時のパブリックコメントと比較した件数の増減と、今回のパブリックコメントの広報について工夫されたところがあれば教えていただきたい。また、どういう立場の方からの意見であったかについても教えていただきたい。

(事務局)

前回の支援プラン2021のパブリックコメントは、1名から7件の意見をいただいた。それと比較すると今回は、人数も件数も増えている。

意見は関係機関に所属されている方、されていない方から提出があり、障がいの種別としては、視覚が3名、聴覚が2名、肢体が1名、盲ろうが1名だった。

(委員長)

すべて当事者の立場からということか。

(事務局)

はい。障がいのない方からの意見はなかった。

周知については、これまでと同様、パブリックコメントに関する資料を市内公民館や市役所の総合案内に配架した。

また、いろいろな機会に、今回の支援プランについてパブリックコメントを募集していることを口頭で宣伝してきた。

それから、フェイスブックやラインなどのSNSで情報発信を行った。

(委員長)

とっとり電子申請サービスは、電子メールとは違うのか。

(事務局)

電子メールは、障がい者支援課のメールアドレスに直接届くが、とっとり電子申請サービスは、鳥取県が主体となって運用しているシステムで、鳥取県や県内市町村の様々なアンケートや届出などが簡単に提出できるもの。市の他課の計画などでもこの電子申請サービスを利用してパブリックコメントを行ってきているので、今回障がい者支援課でも利用した。

(委員長)

前回のパブリックコメントの1名からは増えているが、まだ知らない方もいると思うので、パブリックコメントの際は引き続き広報をお願いしたい。

(委員)

資料の「市の考え方(案)」を見るが、どのパブリックコメントが、支援プランに反映されているのか。

(事務局)

例えば、8ページの35番を、支援プランの103ページに、赤字部分で「点訳等の支援や代筆・代読支援」として反映させている。

同じく8ページの33番と34番についても、支援プランの90ページ3つ目の○を追加し、反映させている。詳しくは後ほど説明する。

(委員)

49個意見があり、反映が少ない。

(委員長)

パブリックコメントを反映させている部分については、次の議題(2)で詳しく説明いただきたい。

(2) 米子市障がい者支援プラン2024の検討について

(資料) 米子市障がい者支援プラン2024

委員作成の資料

今回は、前半と後半に分けて説明・質疑を行う。

前半は、「第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要」から「第3部 第2期米子市障がい者計画」の説明・質疑を行う。

後半は、「第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画」及び「第5部 資料編」の説明・質疑を行う。

【前半】

- 「第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要」(1ページ~11ページ)の説明
 - ・プランの位置づけ、計画期間や策定にあたり行ったことを記載。
 - ・10ページの「(3)パブリックコメントの実施」には、パブリックコメントを行ったので、日付や件数を追加している。
- 「第2部 障がいのある人の現状」(12ページ~38ページ)の説明
 - ・米子市における障害者手帳の所持者数、サービスの実績や雇用状況などを記載。
 - ・第4回の策定委員会から変更はない。
- 「第3部 米子市障がい者計画」(39ページ~66ページ)の説明
 - ・米子市障がい者計画の概要、分野別の取組を記載。
 - ・第4回の策定委員会から修正・変更した部分については、赤字・下線表示。

- ・ 55 ページの1つ目の○で、グループホームについて、パブリックコメントでも意見があり、「障がい特性を踏まえた支援」を追加し、グループホームについても多様な形態が求められている状況を追加している。
- ・ 58 ページの「④障がいの原因となる疾病等の予防・治療」の2つ目の○で、鳥取県より、単に「全般的な面での影響」ではなく、具体的な記載をするよう意見があったため、「音声言語発達等をはじめ、」を追加している。
- ・ 60 ページの「③選挙等における配慮」の1つ目の○で、鳥取県より、投票所内の介助について記載するよう意見があり、市としても実際に行っているので追記している。
- ・ 64 ページの「④障がい及び障がいのある人への理解の促進」の1つ目の○で、「障がいのない人が」という表記だったが、障がいがない人と障がいのある人を分けてしまうと内容が煩雑になってしまうため「すべての人が」へ変更している。
- 40 ページの下から5行目にも、「障がいのない人が」という表現があるが、「すべての人が」へ修正する。

○委員作成の資料（1 ページ～17 ページ）の説明

- ・ 委員が、最終審議に向けて作成した資料。
- ・ 追加が必要な部分は、赤字としている。
- ・ 削除が必要な部分は、黄色の塗りつぶしにしている。
- ・ 言葉の説明や表現を明確にすべき部分は、青色の塗りつぶしにしている。
- ・ 1 ページの「3 基本的な考え」で、障害者権利条約を最初に記載し、「私たちぬきに、私たちのことを決めないで」と、当事者が政策決定に参加する必要があることを追加している。
- ・ 1 ページの「（1）地域社会における共生」で、社会的な障壁は、社会の側にこそ要因があるという社会モデルの考え方が重要であるため、「（社会モデルの考え方）」を追加している。
- ・ 2 ページの「（2）差別の禁止」の中に、行政としての市及び関連団体において、障がいを理由とする差別や合理的配慮の不提供を根絶するというを追加している。
- ・ 2 ページの「（1）障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」で、社会活動への参加について、日々の暮らしも含める意味で、「地域で暮らし」という言葉を追加している。その他の箇所にも「暮らし」という言葉を追加している。
- ・ 3 ページの「（3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」で、適切な意思決定支援の事と本人の希望に基づいた支援の事を追加している。
- ・ 4 ページの「②移動しやすい環境の整備」で、市バリアフリー基本構想に基づき、公共交通機関のバリアフリー化の促進と当該基本構想に教育啓発特定事業等を加え内容の拡充を図ることは、決定事項なので追加している。

- ・ 4 ページの「②移動しやすい環境の整備」の続きで、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に規定されるマスタープランの作成を目指し、本市全体のバリアフリー化に取り組むことを追加している。
市はバリアフリー化に取り組んできているが、米子駅前の整備が中心になっている。市全体のバリアフリー化をしないと意味がないので、今回追加している。
- ・ 5 ページの「③アクセシビリティに配慮した施設の推進」で、施設の設計段階から、様々な障がいのある方の意見を反映させていかないといけない。鳥取県の施設ではその点はかなり前から実施しているが、本市ではそのような取組みが定着していない。「高度なバリアフリー」という表現は用語としてないかもしれないが、まちづくり条例を守るだけでなく、民間の施設の模範となっていかなければいけないと思うので、このような表現を追加している。
- ・ 9 ページの「①障がいを理由とする差別の解消の推進」で、セルフアドボカシーの内容になるが、差別などについて障がいのある方本人が理解できるように取組みを行うことを追加している。
- ・ 11 ページの「①意思決定支援の推進」で、意思決定支援について、十分な意思決定支援が重要ということを追加している。
- ・ 13 ページの「③地域移行支援、在宅サービス等の充実」の続きで、障がいのある方の居住形態がグループホームに偏っているので、希望する形態ごとに整備が必要としている。また、グループホームの規模の問題があるので、「適切な規模の」を追加している。

(質疑)

(委員)

今回まとめられた意見については、大切なことが含められている。青色の塗りつぶしは、言葉の説明が必要な部分などということだが、具体的に説明いただきたい。

(委員)

2 ページの「インクルージョン」だが、人によっては違うイメージを持つと思うので、解説を追加して、プランを読む方が同じイメージを持てるようにすることが必要だと思う。

14 ページの「障がいの疑いがあったり」という表現だが、疑いがあるということがどういう状態なのかわかりにくい。疑いがあるというような表現は使われることがあるかもしれないが、このプランの中では、それに代わる適切な言葉がないのか。

同じく 14 ページの「⑥障がい福祉を支える人材の育成・確保」で、「相談支援専門員には」とあるが、なぜここで「相談支援専門員には」と書かれているのかわからなかったもので、青色の塗りつぶしにした。

(委員長)

その他に、17 ページの青色の塗りつぶしも、その言葉自体を別の表現にした方がよいというところと、20 ページの「障がいの疑い」も、適切な表現への修正が必要ということか。

(委員)

はい。

(委員)

委員の作成された資料で、意思決定支援の部分と社会モデルという考え方を追加されたところが、非常に良いと思う。

例えば、支援プランの素案の7ページの「4 基本的な考え」のところに、意思決定支援や社会モデルの文言がもう少し記載されてもよいのではないか。

また、障がいの疑いがあるという言葉は、診断する側の言葉なので、例えば子どもの場合は、「子どもの発達に不安がある」というような表現になるのではないか。

(委員長)

今の意見について、全体的なキーワードとなる社会モデルの視点や意思決定支援を最初のところに持ってきてはどうか。

(事務局)

委員の作成された資料は、先ほど提供があったもので、資料の中で示されている意見については、この場で判断を示すことが難しい。この会議が終わった後で反映すべき内容について検討し、最終案を委員長と副委員長に諮りたい。

(委員)

5 ページのバリアフリー化のためのマスタープランの作成については、市の交通バリアフリー推進協議会で、3年くらい市全体のバリアフリーについて協議をしているが、全く進んでいない。

先ほども言ったが、障がいのある方は、米子駅周辺だけではなく、いろいろなところに住んでいるし、移動するわけだから、市全体のバリアフリーをしないといけない。

一方で、市長は市全体のまちづくりとして、歩いて楽しいまちづくりを公言しているので、まちづくりに関しては、方向性が合っていないわけではない。

バリアフリー推進協議会の計画が進まないのであれば、障がい者支援プランの中で位置づけていきたい。

(委員)

11 ページの「①意思決定支援の推進」で、「意思形成や意思表明の支援等、十分な意思決定支援を行うことが極めて重要です。」という文言は絶対必要なもので、明記していただきたい。

周囲の意見によって、本人の意思がゆらいでしまうこともあり、本人の意思をきちんと通していけるように、家族や支援者の配慮や支援が必要だと思う。

(委員長)

11 ページの「①意思決定支援の推進」の赤字の追加の部分は、非常に大切な文言だと思うので、反映していただきたい。

先ほど、委員の作成された資料の中で、マスタープランの話があり、市長が掲げる歩いて楽しいまちづくりは、当然障がいのある方も含めたことだと思うが、まちづくりについては何か意見はないか。

(委員)

交通バリアフリー推進協議会の委員もしているが、いつも非常に歯がゆい思いをして、聞いている。

バリアフリーイコール身体障がい、視覚障がい、聴覚障がいのようになっている。当然そのような障がいがある方々にとって大切なことであり、当事者が協議会でも話をされているが、市長が掲げる歩いて楽しいまちづくりには、知的障がいのある方、その他身体に障がいのある方、精神に障がいのある方も当然含まれている。

物理的な段差に配慮することは当然だが、地域に暮らしているいろいろな障がいの方々に向けたまちづくりをしていくことが大切だと思う。

障がいの程度も、重度の障がいの場合もあるが、1人でまちに出ることができる方もいるので、それぞれに合ったものということが、本来のバリアフリーではないか。

また、意思決定支援については、意思決定支援と言われるが、本当に障がいのある本人の意思を尊重しているのか、支援や尊重ができる状態になっているのかと思う。

例えば、障がいのある本人は本当は1人暮らしをいたいと思っても、親たちは親亡き後のことを考えて、施設に入所しなさいと言ひ、本人の話は聞いてもらえない。そうすると本人の意思決定ではなくなってくる。

障がいのある本人の話は聞き取りにくくこともあるかもしれないが、聴く努力をしていただきたい。本人の自己決定を尊重していただきたい。

(委員)

委員の作成した資料の9ページの「①障がいを理由とする差別の解消の推進」の中で、赤字の「障がいのある人自身が理解できるように」の部分について、当事者たち本人は差別などが長期的に状態化した場合、そのことが当たり前だという考えになっていく可能性がある。

人権擁護の立場としては悲しいことだが、虐待というものがどういうものかということ、本人に理解してもらえるように、わかりやすい取組みを行うと良いと思う。

(委員長)

虐待については、9ページの「②権利擁護の推進と虐待の防止」の部分になってくるが、今の委員の意見は、障がいのある本人が理解できるような取組みということについて、権利には差別や虐待も含めて、広く行うと良いのではという意見だった。

(委員)

差別解消と虐待防止は非常に似ていて、相談を受けた側が、当事者の方を知っていることから、訴えができるかどうかということに繋がってくるかと思う。

この障がい者支援プランに明記することは、取り組まないといけないということなので、赤字の追加部分はぜひ載せたい。

7ページの「②緊急通報・避難体制の整備」の福祉避難所について、直接福祉避難所に避難できたり、あるいは福祉避難所に行くことができない方もいると思うので、仮の福祉避難所に繋がるような体制を進めたいので、追加している。

(委員)

サービスや支援について、ハード面だけでなくソフト面は、基本的な考え方にも、それ以外の様々なところにも関わっている。

実際は、支援プランに書かれていることも書かれていないことも、学校教育、就職活動などすべてのことに関わってきていて、キーワードになってくる。

そういう様々なことが、米子市の住みやすさや暮らしやすさに繋がってくる。そういうところを目指していけば、人口減少の問題でも、福祉分野の問題でも、解決方法が違ってくるのではないか。

(委員)

福祉避難所について、避難所を利用したい方たちが、どこにあるか、本当に機能するのかということ自体がわかっていなかったら、福祉避難所としての意味がない。

また、委員の作成した資料の中で、「最初から福祉避難所」へということが追加されている。

地域で1人暮らしをしている方が、災害時に一度地域の避難所に行き、そこから混乱の中、福祉避難所へ移動できるのか。あなたは福祉避難所に移ってください、あなたここに残ってくださいと言えるのか。診断書があれば振り分けることができるかもしれないが、災害時は難しいのではないか。もし、福祉避難所でない避難所に残った場合、食事やトイレの問題など行届かない面がでてくると思う。

以前から言っているが、障がいのある方たちの避難場所は障がい者支援課、災害そのものについては防災安全課で、どちらが主体になるかというところで、問題が止まってしまっている。

プランの中で、直接福祉避難所に行くことができると明記されれば、障がいのある方々にとっては一番ありがたいと思う。

そういう部分を考慮して、福祉避難所の本来のあり方を書いていただきたい。

【後半】

○「第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画」(67ページ～106ページ)の説明

- ・前回からの修正については、赤字・下線にしている。
- ・86ページの「③見込量確保のための方策」の続きで、短期入所は通常のサービスに加えて、地域生活支援拠点としての機能も担っているので、地域生活支援拠点として登録してもらい、機能していくことを追加している。

- ・就労訓練関係の続きの 88 ページで、令和 6 年度障害者総合支援法の改正で、事業所の新規開設がある場合に、指定自体はこれまでどおり都道府県が行うが、その指定に対して市町村が、福祉計画に基づいて意見をすることができるようになった。そのために、定員が非常に増えているということと支援の質の確保ということを追加している。
- ・居宅系サービスの続きの 90 ページで、障がい者計画と同様に、多様な形態の居住の場が求められているということと、障がい特性を踏まえた支援が可能なグループホームというところを追加し、パブリックコメントを反映している。
また、グループホームも地域生活支援拠点として重要な役割を担っているので、追加している。
- ・98 ページの「③見込量確保のための方策」で、88 ページの就労訓練関係の部分の追加の説明と同様、新規事業所の指定の際に、市が意見できるようにするために追加している。
放課後等デイサービスは、新規の開設が増えていて、利用者も増えている状況だが、インクルージョンの推進の考えから、放課後等デイサービスの事業所が増えすぎること課題と認識しているため追加している。
- ・103 ページの「(6) 意思疎通支援事業の②今後の方針」で、「点訳等の支援や代筆・代読支援」を追加し、パブリックコメントを反映させている。
- 「第 5 部 資料編」(107 ページ～115 ページ) の説明
 - ・パブリックコメントを実施したので、111 ページの「3 パブリックコメントの結果」に、日付等追加している。その他の変更はない。
 - ・パブリックコメントの各意見と市の考え方については、支援プランの中ではなく、別途ホームページに掲載する。
- 委員作成の資料(18 ページ～37 ページ) の説明
 - ・19 ページの「(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」で、意思決定を支援して自己決定ができるので、順序を変更している。
また、自らの意思について、「(どこで、誰と、どのように暮らすか)」と具体的に追加している。
 - ・21 ページの「ア 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実」で、地域生活支援拠点について、事業そのものや場所など知られていない状況のため追加している。
 - ・23 ページの「③見込量確保のための方策」で、全体的に語尾の表現が弱く、消極的な印象だった。3つ目の○で訪問系サービスの充実で「事業所の参入を促進します」とあったが、事業所の参入ではなく、「様々な手段を持って、訪問系サービスの提供体制の整備に努めます」と変更している。
また、地域自立支援協議会の部会連絡会において、日常的にサービス利用の調整について、困難であることの報告があるので、4つ目の○で追加している。25 ページ最後の○で同様の文言を追加している。

- ・ 30 ページの「③見込量確保のための方策」で、地域移行に関して、令和 6 年度障害者総合支援法の改正で、入所施設側がそれぞれ利用者の地域移行の希望を聞かなければならなくなっているため、希望者を把握することと本人を中心に支援していくことを追加している。
- ・ 32 ページの「①概要」で、実際に地域の主任相談支援専門員と連携しているため、現状として追加している。
- ・ 34 ページの需給バランスについて、内容がわかりにくく、黄色の塗りつぶしをしている。
- ・ 36 ページの 2 つ目の○で、インクルージョンという考えに沿ったサービスの決定を進めていくため、文言を追加している。

(質疑)

(委員)

支援プランの素案の 73 ページから精神障がいに関するサービスについて記載がある。今、全国の精神科の患者の約 3 分の 1 から 2 分の 1 を認知症患者が占めていて、5 年もすると 3 分の 2 を占めるようになってくる。以前は、多くが統合失調症だったが、認知症に変わってきている。

74 ページには、65 歳未満と 65 歳以上で分けた表があるが、65 歳以上の多くが認知症という現状にある。

米子市の高齢化も踏まえて、どう対応するのか。

市内では精神科病院が 2 か所しかなく、精神科病院に押し込めるのかという問題になってくるかもしれないが、そうなった場合は、長期的な病院での生活になってくる。

そろそろ地域で暮らしを支えていくことを考えなければいけない。

5 年後、10 年後、人口の 3 分の 1 以上が高齢者になるという現状を、認知症、地域での暮らし、地域移行など、どういうふうにしていくのか考えてもらいたい。

(委員長)

今後入院する方も含めて、地域移行を希望する方には、相談支援事業所が本人の意思を確認していく中で、今の意見のように、地域の受け皿ということが地域移行にはセットになってくる。現状を含めた貴重な意見だと思う。

支援プランの素案の 103 ページの「(6) 意思疎通支援事業 ②今後の方針」で、赤字で追加している「点訳等の支援や代筆・代読支援についても検討していきます」は、表現が弱い。このことについても、支援プラン全体に係るノーマライゼーションや社会モデルの考え方を踏まえると、「取り組めます」という表現で実施していく姿勢を示すべき。

(委員)

支援プランの素案を見た後に、委員が作成された資料を見ると、追加されている赤字の部分は、具体的でわかりやすい。内容が著しく変わらないのであれば、できるだけ取り込んでいただきたい。

ただし、委員が作成された資料の意見の中でも実現が可能かどうかについては、事務局で検討いただきたい。

また、避難所の課題については、米子市総合計画や防災計画などとの兼ね合いや整合性もあるので、おそらくこの障がい者支援プランだけでは解決しない。

能登半島地震が発生し、社会福祉協議会や鳥取県なども支援に行っているが、福祉避難所の運営が難しいことを聞く。例えば、福祉避難所に障がいのない方が来て、断ることに苦慮したことを聞いた。

やはり、災害時の避難については、普段の生活の中でどこに避難するのかみんながわかっていないといけない。そのことについては、この障がい者支援プランの中で完結するわけではないので、様々な議論をしなければいけない。

(委員長)

委員の作成した資料の34ページの黄色の塗りつぶしの需給バランスの部分について、事務局から説明をしていただきたい。

(事務局)

こちらの表現については、前回の支援プラン2021でも記載している表現で、例えば、就労継続支援B型の事業者数が非常に多く定員数が増えている一方で、ヘルパーは不足をしているという状況があり、各サービスによって提供数と実際の利用ニーズとがあってないということ表現したものである。

もう少しわかりやすい表現ができるかについては検討したい。

(委員長)

今の説明は就労継続支援B型についてだが、黄色の塗りつぶしの箇所は、児童のサービスについてなので、児童についての説明をしていただきたい。

(事務局)

障がい者福祉計画でも同じ表現をしているので、就労継続支援B型について説明した。児童について言えば、放課後等デイサービスの事業者数が多いので、放課後等デイサービスのことをイメージしている。

他方で、例えば重症心身障がい児や医療的ケア児へのサービスが進んでいない部分があり、需給バランスという表現をしている。

(委員)

障がい福祉計画では、素案の何ページになるか。

(事務局)

83ページの「5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策」で、上から7行目に「需給バランスを考慮した」という記載をしていて、ミスマッチがあるという表現をしている。

こちらの表現については、障がい福祉計画と障がい児福祉計画とで整合性を検討したい。

(委員)

需給バランスが取れてないという表現は、文字だけを読むと、提供の多いサービスがあったり、提供の少ないサービスもあったりという意味だと思うが、先ほどの説明より、需給バランスが取れてないという表現は、提供の多いサービスがあるという意味に感じる。

(事務局)

放課後等デイサービスについては、提供が多いという認識で書いているが、提供の多いサービスと少ないサービスがある。

(委員)

そのように記載したほうがわかりやすいのではないか。

(事務局)

表現については、再度検討したい。

(委員)

就労継続支援B型の総量規制の話があり、放課後等デイサービスが増えているという話もあったが、数字だけで判断して欲しくない。

放課後等デイサービスについては、今回報酬改定で支援の質や提供サービスの内容を重視するよという部分があるので、それらを踏まえて実地指導等していただきたい。

(委員)

話が戻るが、需給バランスという表現ではなくて、提供量とニーズを別にして考えたらどうか。

(事務局)

需給バランスが記載されている部分は、障がい福祉サービスと児童のサービスの全体についての記載の部分である。

放課後等デイサービスについては、提供の数が増えていくと、自然的に利用人数が増えていく実態がある。

本来は、インクルージョンという考えの中で、放課後児童クラブと一緒に活動ができることが一番良いが、現状では対応が難しいので放課後等デイサービスを利用している実態もある。

そこは、委員が作成した資料にも、インクルージョンという視点から、環境の整備が大切だということもあるので、記載内容を検討したい。

(委員)

先ほど事務局が言われた事業所が増えたから利用者が増えたという書き方が非常に多くあり、違和感がある。

その実態の中にはニーズがあって、そのニーズを受けて提供が増えていくという状況なのかと思うが、書き方が事業所が増えたから、需要が増えたという表現は違和感がある。

(事務局)

表現が適切ではなかった。提供が多いことを闇雲に制限するわけではない。療育が必要な方には放課後等デイサービスで必要な支援をするという大前提があるということは理解している。

(委員)

確かに、必要な方に必要なサービスをとすることは大前提だ。

放課後等デイサービスで定員割れをしている事業者もある一方で、定員を満たしている事業所に、空きがでたら連絡してほしいと言って待機している方もいる。

提供が増えたからといって解決している問題ではない。

(委員長)

委員の本日の資料については、先ほど意見があったように、文言を変えてわかりやすくなった部分は、今回の支援プランに反映させるということで委員全員の同意があれば、事務局で反映し、さらには実現が可能かどうかなどについては、事務局で検討していただくという方針で良いか。

(委員)

先ほど、避難所の部分で、障がい者支援課だけで決められないことがあるという意見もあったが、防災安全課や様々な課と調整が必要だとすれば、文言を削除するのではなく、体制の整備について関係課と調整をしていきますというように前向きな姿勢を記載していただきたい。

(委員長)

提案やパブリックコメントでの意見も、できるだけ消さずに、載せるよう事務局で検討していただきたい。

3 その他【説明：事務局】

(事務局)

○支援プラン 2024 に関する米子市障がい者計画等推進委員会について

- ・米子市障がい者計画等策定委員会と米子市障がい者計画等推進委員会を一本化。
- ・今回の策定委員には引き続き推進委員として、計画の実施について協議していただく。

(委員長)

○支援プラン 2024 の今後について

- ・委員の作成した資料や第 5 回策定委員会での意見を、事務局で十分検討し、最終案の作成していただく。
- ・最終案を、委員長と副委員長で確認をする。

(事務局)

計画を作って終了ではなく、どう実行していくのか、どう進捗管理をしていくかが重要になってくる。

市が計画を実行していく中で、市民の方が安心して暮らせるように進めていきたいので、引き続き推進委員としても協力いただきたい。

5 閉会（午後4時）